

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特別保護地区の指定 (")	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	2
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部改正 (")	5
◎指定市町村事務受託法人の指定 (高齢者福祉課)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	5
○保安林の指定予定の通知(4件) (治山林道課)	6
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (")	6
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (水産政策課)	7
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部改正 (")	7
公 告	
○高知港係留施設等の指定管理者の募集(港湾・海岸課)	7

告 示

高知県告示第496号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法

律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した穴内川ダム鳥獣保護区、高ノ森鳥獣保護区、四国カルスト鳥獣保護区及び千尋岬鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成28年9月16日
高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
穴内川ダム鳥獣保護区	香美市土佐山田町上穴内の県道蟹越繁籐と国有林道不寒冬線との接点を起点とし、同所から同国有林道を南進し林道檜ヶ谷線との接点に至り、同所から同林道を北進及び西進し同県道との接点(両国橋北詰め)に至り、同所から同県道を北進、北東進及び南進して起点に達する線に囲まれた区域(国有林の区域を除く。)	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで
高ノ森鳥獣保護区	高知市奥福井の市道初月1号線と県道高知北部環状との交点を起点とし、同所から同県道を西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北西進し同市尾立10番地2の通称皆田カーブの高ノ森(鴻ノ森)尾根突出部との接点に至り、同所から同尾根突出部を北東進し四国電力株式会社の鏡川線14号鉄塔に至り、同所から稜線を北東進し高ノ森(鴻ノ森)三角点(標高299.9メートル)に至り、同所から稜線を南東進し市道初月26号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道初月1号線との接点に至り、同所から同市道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで
四国カルスト鳥獣保護区	高岡郡津野町天狗滝の県道四国カルスト公園と枝ヶ谷川との交点(床板橋南詰め)を起点とし、同所から同川を北西進し同町と同郡檮原町との境界との接点に至り、同所から同境界を北西	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで

	進し高知県と愛媛県との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し津野町と吾川郡仁淀川町との境界との接点(天狗の森頂上)に至り、同所から同境界を東進し黒滝山頂上に至り、同所から南に延びる稜線を進み高岡郡津野町芳生野字上ミノタキ丙4126番地の枝ヶ谷部落に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し通称不動岩の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西進し同県道に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	
千尋岬鳥獣保護区	土佐清水市下川口宇ドヒラ1174番地1の国道321号を起点とし、同所から同国道を東進し市道三崎臨港線との接点に至り、同所から同市道を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南東進、南西進及び南東進し明神鼻に至り、同所から同海岸線を西進及び南西進し同市三崎宇南千尋4944番地(砥崎)に至り、同所から同市下川口宇浜田の通称ロウコウ簪の南端を見通した線を直進し同所に至り、同所から起点を見通した線を直進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで

高知県告示第497号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成28年9月16日
高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
千尋岬特別保護地区	土佐清水市三崎の市道見残線の終点を起点とし、同所から県有地と民有地との境界を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで

東進し更に岬をう回し見残船付場を経て同市三崎字キタチヒロ4991番地先の同市の所有地と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し同市道との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた区域

高知県告示第498号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をしますので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
山田特定猟具使用禁止区域（銃）	室戸市山田の県道椎名室戸と市道山田線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し室津川右岸との交点（稲石橋西詰め）に至り、同所から同右岸を北東進し同川支流のオツキヤダニ川右岸との接点に至り、同所から同右岸を東進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を北東進及び南東進し四十寺山山頂に至り、同所から同尾根を東進し石切場山頂に至り、同所から南東に延びる尾根を進み旧市道岬テレビ線との接点に至り、同所から旧市道を南進し市道椎名室戸線との接点に至り、同所から同市道を西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日までの間の毎年11月15日から当該年の翌年の1月15日まで	銃器
内原野	安芸市川北の市道門屋線と県	平成28年11	銃器

特定猟具使用禁止区域（銃）	道宮ノ上川北との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し安芸川右岸との交点（山田橋西詰め）に至り、同所から同右岸を北進し県道畑山栃ノ木との交点（栃ノ木橋西詰め）に至り、同所から同県道を北東進し門屋部落に至る往還道との接点に至り、同所から同往還道を南進し同市道との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から平成38年11月14日までの毎年11月15日から12月31日まで	
八流特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸市赤野字桜浜の国道55号と市道桜浜線との接点を起点とし、同所から同市道を北進し市道大元線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道白髪線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道磯道線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道御殿太夫屋地線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道太夫屋地線の終点に至り、同所から同市道を南進及び西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器
小蓮大平特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市岡豊町笠ノ川の県道重倉笠ノ川と県道北本町領石との接点を起点とし、同所から同県道を南西進及び西進し市道蓮如寺5号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道南国203号線との接点に至り、同所から同市道を北進し通称吹越峠に至り、同所から稜線を北東進し県道重倉笠ノ川との接点（滝戸地区）に至り、同所から同県道を南東進し四国横断自動車道（高知自動車道）の笠ノ川橋との交点に至り、同所から同自動車道を北東進し南国インターチ	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器

	エンジの料金所を経て領石第二高架橋と県道北本町領石との交点に至り、同所から同県道を南東進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
坂折山特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市野中の県道南国インターと市道南国127号線との接点を起点とし、同所から同市道を西進し市道一本松線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道後免中島高知との接点に至り、同所から同県道を東進し市道南国107号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道南国インターとの接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器
明見特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市明見の国道32号（高知東道路）と同市と高知市との境界との交点を起点とし、同所から同境界を西進、北進及び東進し同国道との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器
吾岡山特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市大埴の国道55号と県道南国インターとの交点を起点とし、同所から同県道を南進し県道田村高須との交点に至り、同所から同県道を西進し船岡山鉾山進入道路との接点に至り、同所から同進入道路を北進し農道との接点に至り、同所から同農道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器
三島特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市三島の市道南国102号線と市道南国126号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し国分川との交点（国分川橋北詰め）に至り、同所から同	平成28年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器

	<p>の接点に至り、同所から同市道を北進し市道大浦11号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同市道の終点から同市浦ノ内東分字ヲフナロ3880番地3地先に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南東進し同市大浦集落と同市西谷集落との境界である稜線との接点（同市浦ノ内東分字ヲフナロ3880番地3）に至り、同所から同稜線を南東進し同市浦ノ内東分字カサマツ3917番地イ地先の同県道との接点に至り、同所から同県道を東進し県道須崎仁ノとの接点に至り、同所から同県道を東進し同市浦ノ内立目摺木字ヤマヨコナミ818番地先の満潮位の海岸線との接点（横浪鳥獣保護区界）に至り、同所から同海岸線を西進し湾内をう回し同市浦ノ内東分字ホリコシ2271番地先の県道横浪公園との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道坂内3号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道菅2号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道菅1号線との接点に至り、同所から同市道を北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="828 116 918 558"></td> <td data-bbox="918 116 1232 558"> <p>域</p> </td> <td data-bbox="1232 116 1366 558"></td> <td data-bbox="1366 116 1456 558"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 175 918 558"> <p>大向特定猟具使用禁止区域（銃）</p> </td> <td data-bbox="918 175 1232 558"> <p>高岡郡四万十町口神ノ川の国道381号と町道口神ノ川若井線との接点を起点とし、同所から同町道を南西進し四万十川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し町道天の川線との接点（沈下橋北詰め）に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </td> <td data-bbox="1232 175 1366 558"> <p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p> </td> <td data-bbox="1366 175 1456 558"> <p>銃器</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 558 918 1117"> <p>江師特定猟具使用禁止区域（銃）</p> </td> <td data-bbox="918 558 1232 1117"> <p>高岡郡四万十町江師の町道江師西ノ川線と町道江師線との接点（西ノ谷橋東詰め）を起点とし、同所から同町道を北西進し町道江師7号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び東進し町道江師6号線との接点に至り、同所から同町道を南東進し後川谷との交点に至り、同所から同谷を北進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東進及び南西進し同町江師575番地の西側の地先の構原川右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進し西谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </td> <td data-bbox="1232 558 1366 1117"> <p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p> </td> <td data-bbox="1366 558 1456 1117"> <p>銃器</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 1117 918 1468"> <p>橋上特定猟具使用禁止区域（銃）</p> </td> <td data-bbox="918 1117 1232 1468"> <p>宿毛市橋上町橋上の市道橋上2号線と県道宿毛津島との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し松田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し京法川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び南西進し木和田谷との接点に至り、同所から同市橋上町奥奈路563番地先を見通す線を北進し市道京法線との接点に</p> </td> <td data-bbox="1232 1117 1366 1468"> <p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p> </td> <td data-bbox="1366 1117 1456 1468"> <p>銃器</p> </td> </tr> </table>		<p>域</p>			<p>大向特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡四万十町口神ノ川の国道381号と町道口神ノ川若井線との接点を起点とし、同所から同町道を南西進し四万十川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し町道天の川線との接点（沈下橋北詰め）に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<p>江師特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡四万十町江師の町道江師西ノ川線と町道江師線との接点（西ノ谷橋東詰め）を起点とし、同所から同町道を北西進し町道江師7号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び東進し町道江師6号線との接点に至り、同所から同町道を南東進し後川谷との交点に至り、同所から同谷を北進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東進及び南西進し同町江師575番地の西側の地先の構原川右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進し西谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<p>橋上特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>宿毛市橋上町橋上の市道橋上2号線と県道宿毛津島との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し松田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し京法川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び南西進し木和田谷との接点に至り、同所から同市橋上町奥奈路563番地先を見通す線を北進し市道京法線との接点に</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
	<p>域</p>																				
<p>大向特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡四万十町口神ノ川の国道381号と町道口神ノ川若井線との接点を起点とし、同所から同町道を南西進し四万十川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し町道天の川線との接点（沈下橋北詰め）に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>																		
<p>江師特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡四万十町江師の町道江師西ノ川線と町道江師線との接点（西ノ谷橋東詰め）を起点とし、同所から同町道を北西進し町道江師7号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び東進し町道江師6号線との接点に至り、同所から同町道を南東進し後川谷との交点に至り、同所から同谷を北進し尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東進及び南西進し同町江師575番地の西側の地先の構原川右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進し西谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>																		
<p>橋上特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>宿毛市橋上町橋上の市道橋上2号線と県道宿毛津島との接点を起点とし、同所から同県道を北西進し松田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南西進及び北西進し京法川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び南西進し木和田谷との接点に至り、同所から同市橋上町奥奈路563番地先を見通す線を北進し市道京法線との接点に</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>																		
<p>光松特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>須崎市浦ノ内の県道須崎仁ノの浦ノ内トンネルの西口を起点とし、同所から同トンネルの直上を北東進し稜線に至り、同所から稜線を東進し虎木岬に至り、同所から満潮位の海岸線を南進、西進及び北進し同県道との接点（東立目橋東詰め）に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="795 1149 1456 1053"></td> <td data-bbox="1456 1149 1892 1053"> <p>至り、同所から同市道を北東進し市道奥奈路京法線との接点に至り、同所から同市道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道橋上奥奈路線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南進し市道サシデ線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道川平線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道橋上平田との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道平野シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し松田川左岸の堤防下の農道との接点に至り、同所から同農道を南西進し同市中角字船床36番地と字丸池37番地との境界との接点に至り、同所から同川右岸の堤防上の管理道と農道船床線との接点を見通す線を北西進し同接点に至り、同所から同農道を北西進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道橋上2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </td> <td data-bbox="1892 1149 2027 1053"> <p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p> </td> <td data-bbox="2027 1149 2105 1053"> <p>銃器</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1053 1456 1468"> <p>柚ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）</p> </td> <td data-bbox="1456 1053 1892 1468"> <p>幡多郡三原村字柚ノ木の県道土佐清水宿毛と村道中央線との接点を起点とし、同所から同村道を南西進し県道中村宿毛との接点に至り、同所から同県道を北進し村道小野駄場線との接点に至り、同所から同村道を南東進し村道柚ノ木宮ノ川線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p> </td> <td data-bbox="1892 1053 2027 1468"> <p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p> </td> <td data-bbox="2027 1053 2105 1468"> <p>銃器</p> </td> </tr> </table>		<p>至り、同所から同市道を北東進し市道奥奈路京法線との接点に至り、同所から同市道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道橋上奥奈路線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南進し市道サシデ線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道川平線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道橋上平田との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道平野シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し松田川左岸の堤防下の農道との接点に至り、同所から同農道を南西進し同市中角字船床36番地と字丸池37番地との境界との接点に至り、同所から同川右岸の堤防上の管理道と農道船床線との接点を見通す線を北西進し同接点に至り、同所から同農道を北西進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道橋上2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>	<p>柚ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>幡多郡三原村字柚ノ木の県道土佐清水宿毛と村道中央線との接点を起点とし、同所から同村道を南西進し県道中村宿毛との接点に至り、同所から同県道を北進し村道小野駄場線との接点に至り、同所から同村道を南東進し村道柚ノ木宮ノ川線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>									
	<p>至り、同所から同市道を北東進し市道奥奈路京法線との接点に至り、同所から同市道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道橋上奥奈路線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南進し市道サシデ線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道川平線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道橋上平田との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道平野シイデ線との接点に至り、同所から同市道を南西進し松田川左岸の堤防下の農道との接点に至り、同所から同農道を南西進し同市中角字船床36番地と字丸池37番地との境界との接点に至り、同所から同川右岸の堤防上の管理道と農道船床線との接点を見通す線を北西進し同接点に至り、同所から同農道を北西進し県道宿毛津島との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道橋上2号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>																		
<p>柚ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>幡多郡三原村字柚ノ木の県道土佐清水宿毛と村道中央線との接点を起点とし、同所から同村道を南西進し県道中村宿毛との接点に至り、同所から同県道を北進し村道小野駄場線との接点に至り、同所から同村道を南東進し村道柚ノ木宮ノ川線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>																		

<p>室戸広域公園 室戸市中央公園特定 猟具使用禁止区域 (銃)</p>	<p>室戸市室戸岬町耳崎の国道55号と市道菜生耳崎線との接点を起点とし、同所から同国道を北西進及び北東進し市道渡川線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道室戸公園(室戸スカイライン)との接点に至り、同所から同県道を東進し室戸広域公園の区域と民有地との境界である尾根との接点に至り、同所から同尾根を北進し蔵戸谷川との接点に至り、同所から同川を北進し磯道谷川との接点に至り、同所から同川を東進、南進及び東進し市道室戸広域公園線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道椎名室戸との接点に至り、同所から同県道を東進し旧市道岬テレビ線との接点に至り、同所から同旧市道を南進し同広域公園の区域と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同旧市道との接点に至り、同所から同旧市道を南進し県道室戸公園との接点に至り、同所から同県道を北進し菜生谷川との接点に至り、同所から同川を西進し市道菜生耳崎線との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>斗賀野駅前特定猟具使用禁止区域 (銃)</p>	<p>高岡郡佐川町大字中組地区の四国旅客鉄道株式会社土讃線と町道斗賀野西山線との接点(白倉踏切)を起点とし、同所から同町道を西進し町道芝の坊8号線との接点に至り、同所から同町道を北進及び北東進し、町道芝の坊1号線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道駅前丁塚谷線との接点に至り、同所から同町道を西進及び北進し町道二ノ部1号線との接点に至</p>	<p>平成28年11月15日から平成38年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>

	<p>り、同所から同町道を東進し、四国旅客鉄道株式会社土讃線との交点(安岡川橋梁)に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を南西進し起点に達する線に囲まれた区域</p>		
--	---	--	--

高知県告示第499号

平成27年10月高知県告示第586号(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部を次のように改正し、平成28年11月15日から施行する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

表の仁ノ特定猟具使用禁止区域(銃)の項を削る。

高知県告示第500号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定をしたので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の6第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受託事務を行う事務所の名称及び所在地
社会福祉法人土佐市社会福祉協議会
土佐市高岡町乙3451-1
- 2 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人土佐市社会福祉協議会
土佐市高岡町乙3451-1
- 3 事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏名
会長 土居 啓之
- 4 指定年月日
平成28年9月2日
- 5 受託事務の種類
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)
- 6 居宅サービス等の提供の有無
有

高知県告示第501号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

		<p>育成医療</p>
--	--	-------------

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
むこせ薬局	香美市土佐山田町西本町二丁目3番6号	育成医療及び更生医療		平成28年8月1日
エール薬局 おおつき店	幡多郡大月町銚土34-3	〃		〃

高知県告示第502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	すくも薬局	宿毛市平田町戸内1257-2	育成医療及び更生医療		平成27年10月4日
変更後		宿毛市平田町戸内1255-2			

高知県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定に

より、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
むこせ薬局	香美市土佐山田町西本町二丁目3-6	育成医療及び更生医療		平成28年3月31日
すみれ薬局大月店	幡多郡大月町鉾土34番3	〃		平成28年6月30日

高知県告示第504号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町根木屋字クイノウチ1502の1、字福仙ノ平1504
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字クイノウチ1502の1・字福仙ノ平1504（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第505号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町穴内字ヲモ田582、589、3047の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲモ田589・3047の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第506号**
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 平成28年9月16日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見萩中字押谷2291
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字押谷2291（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第507号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年9月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町芳生野字ゴミヤシキ乙4576の1、字檜山乙4604の3、乙4623の3、乙4623の4、乙5689の2
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第508号**
- 平成28年7月農林水産省告示第1485号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成28年9月16日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
安芸郡室戸町浮津1409番地3号

イ 氏名
川田 米吉
(2)ア 登記簿記載の住所
香美郡物部村神池1018番地

イ 氏名
岡村 實一
(3)ア 登記簿記載の住所
四万十市西土佐橋242番地

イ 氏名
稲田 優香
(4)ア 登記簿記載の住所
高知市大津乙131番地

イ 氏名
稲田 美文
(5)ア 登記簿記載の住所
高知市旭町二丁目11番地

イ 氏名
森 茂久

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年1月農林水産省告示第106号及び平成9年5月農林水産省告示第724号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第509号
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
平成28年9月16日
高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分
1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区
小型かつお漁業及び大型定置漁業
2 すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧沖ノ島漁業協同組合及び旧鶴来島漁業協同組合の地区を除く区域
大型定置漁業であって幡多郡大月町古満目の区域の者が行う漁業

高知県告示第510号
平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成28年9月16日
高知県知事 尾崎 正直

表高知県佐賀加入区の項中
「4 大型かつお漁業」
を
「4 中型かつお漁業
5 大型かつお漁業」
に改める。

公 告

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。
平成28年9月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要
(1) 施設の名称
高知港係留施設等（県の管理に属する港湾施設のうち、募集要項において定める施設とする。）（以下「港湾施設」という。）
(2) 施設の場所
高知市仁井田宇新港ほか
(3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務
(1) 港湾施設における行為の規制に係る業務
(2) 港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令
(3) 船舶の係留場所の指定及び変更の命令
(4) 港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可
(5) 港湾施設の使用料の徴収（調定事務を除く。）
(6) 港湾施設の使用料の免除
(7) 港湾施設の使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更
(8) 港湾施設の使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令
(9) (8)の命令に係る原状回復が完了したことの検査
(10) 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するために知事が必要があると認める業務

3 指定期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を

取り消すものとする。

4 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、港湾施設の公平な利用を確保し、港湾施設の効用を最大限に発揮させるとともに、港湾施設の効率的な管理を図り、港湾施設の管理運営を適切に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。ただし、グループにより応募する場合には、グループの構成が次のいずれかであること。
(1) 県内事業者のみによるもの
(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

5 指定の手続
(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
ア 2の業務に係る事業計画書
イ 2の業務に係る収支予算書
ウ 2の業務に係る管理代行料提案書
エ 定款、規約その他これらに類する書類
オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
(2) 募集期間は、平成28年9月16日（金）から同年10月31日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成28年10月31日午後5時15分までに必着すること。
(3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と港湾施設の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県土木部港湾・海岸課

電話番号088-823-9883

ファクシミリ番号088-823-9657

電子メールアドレス175001@ken.pref.kochi.lg.jp